

「博物館法改正による「文化観光」をめぐるワークショップから」

北海道大学大学院博物館学研究室 特任教授
佐々木 亨

1951年に制定された博物館法が、2022年に大幅に改正された。博物館（美術館や動物園・水族館などを含む広義の博物館）の設置主体に関しては、市民に開かれた、公益的な活動をしているあらゆる法人、例えば、企業や学校法人などが設置する博物館も登録を受けることができるようになった。また、博物館事業としてデジタルアーカイブの作成と公開を明確に位置付けるなどさまざまな変化があった。しかし、博物館法制定以来、同法が社会教育法の精神に基づいてきたことに加えて、文化芸術基本法の精神にも基づくことを定めたこと（同法第1条）が最も大きな変化であった。これに伴い、博物館は関係機関と相互に連携を図りながら、当該地域における教育、学術および文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するように努める（同法第3条）という条文が追加された。

博物館界では、とりわけ第3条の「文化観光」という文言に反応した。同法では「文化観光」を、有形または無形の文化的所産その他の文化に関する資源（文化資源）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光と定義している。冷静に読めば、博物館で展示を観たり、プログラムを通してさまざまな博物館体験をしたりすることは、ごくごく普通の状況であり、その結果として、地域の活力の向上に寄与するという関係は健全なものと捉える。むしろ議論になっていることは、インバウンドを含めた観光客が博物館に大勢訪れ、その結果コレクションの保存や施設の安全性、地域住民の日常的な利用が脅かされることへの懸念であると考ええる。

そんな中、北大が文化庁「大学における文化芸術推進事業」の助成を受けて実施している「プラス・ミュージアム・プログラム」（略称「PMP」：2022-2024年度）の事業で、2023年10月から翌年1月までの4ヶ月間「ミュージアムと観光の新たな関係を創造するためのワークショップ（WS）」を筆者がコーディネートした。WSのメンバーはPMPのホームページで公募し、6名の博物館関係者などが集まり、しかも全員が民間企業に所属していた。博物館が持つ資源を活用し、文化観光とどのような関係づくりが可能なのか。ロジックモデルを活用して文化観光への新たな役割や支援のあり方を考えることが目的である。はじめに、事例となる対象館をWSメンバーが勤務する「小樽芸術村」（公益財団法人 似鳥文化財団が経営する4つの美術館で構成）と決め、2021年に文化庁に採択された「文化観光推進拠点計画書」の内容を全員で確認した。その後、小樽芸術村と小樽の文化観光との考え得る関係性をメンバーで4ヶ月かけて洗い出し、ロジックモデルに落とし込んでいった。

すると、小樽芸術村に来館した観光客の文化資源への理解が深まったり、便宜を図ったりするために、多言語対応の解説パネル・音声ガイドの作成、オンラインチケット販売なども挙げたが、それ以外は小樽の文化観光を博物館の機能を使いながら下支えする内容であった。例えば、観光客が小樽の文化資源に関する工芸品や食品を購入したり、興味が拡大したりするように、学術的な調査研究成果に基づいた地元作家の作品展、昔から和菓子店が多い小樽ならではの所蔵品である、伝統的な木製和菓子作り型の展示会の開催。小樽芸術村が所蔵する浮世

絵コレクションを活用して、同じ後志エリアにあり、冬季間、外国人の長期滞在者が多いニセコ町で小樽観光のPRを行い、滞在者を小樽へ誘致するなど、小樽芸術村を拠点とした活動を通じて、地域のネットワークを強化し、地域経済の好循環が生まれるというロジックモデルを作成した。文化観光における役割として、博物館で来館者を受け入れるだけではない、博物館でしかできない役割や支援のあり方が現れている。

これまで日本の博物館経営に関する議論は、公立博物館における考え方や現状を基準に展開されてきた。それは、我が国の5,700館以上の博物館の約70%が公立博物館であるからである。しかし、今回WSメンバーのみなさんは民間企業に所属しているので、そもそもこの基

準がロジックモデル作成の前提になっていなかった。あるときメンバーの一人が「小樽芸術村のような企業の社会貢献活動としての博物館は、活動の自由度が高く、人の交流と地域の活性化において、行政の縦割りや過度な平等志向に囚われない施策で貢献が可能なんです」と言った。確かに博物館法の改正でも、市民に開かれた、公益的な活動をしているあらゆる法人が設置する博物館も登録を受けることが可能になった。博物館と文化観光の関係を議論する際も、従来の公立博物館の基準や価値観から脱却することで、行政の縦割りや過度な平等志向に縛られない新たな地平があるとき確信した。このことは、博物館界における最近の「企業博物館」研究の隆盛とも無関係ではないはずである。



2023 年度 大会優秀発表賞について

大会優秀発表賞選考委員長
中尾 知彦

文化経済学会 2023 研究大会が 7 月 8～9 日に公立小松大学にて開催された。配慮の行き届いた大会であり、会場校や関係の先生方には心より感謝を申し上げたい。その研究大会にて今年度の大会優秀論文発表賞の審査が行われた。今年度の賞には 4 名のエントリーがあり、選考委員は会長の指名によって理事の中から岩本洋一（久留米大学）、小林真理（東京大学）、新藤浩伸（東京大学）、中尾知彦（慶應義塾大学）が務めた。

選考方法は基本的に昨年度と同様の方法で行い、選考委員全員が対象者 4 名の予稿とフルペーパーを読んだうえで、大会当日の発表を聞き、評価をした。選考基準は、Ⅰ．学術論文としての形式、Ⅱ．問題意識・分析・結果〔(1) 問題意識、視点、調査手法等の新規性、(2) 問題意識の明確さ、(3) 先行研究との連続性と独自性、(4) 分析、(5) 分析結果〕、Ⅲ．発表の方法であった。大会後に各選考

委員が評点を付け、その合計点を考慮のうえ合議を行った。

審査の結果、2023 年度の大会優秀発表賞は、谷口みゆき氏（佐賀大学）の「伝統的町並みの保存が 観光地の評価に与える影響：『酒蔵ツーリズム』を実施する観光地の口コミの解析」が受賞することになり、2023 年 10 月 29 日に浜松市で開催された秋の講演会の中で授賞式が執り行われた。

今回は、研究発表のレベルの高さゆえ、選考委員会でも充実した議論が出来たように思う。理事会でもその後、審査や表彰のルールの改良・整備を進めている。次年度以降も会員の皆様の積極的なご応募をお願いすると同時に、ますます充実した賞になっていくことを希望している。

大会優秀発表賞受賞の御礼

佐賀大学経済学部
谷口 みゆき

賞をいただいた研究は、私の所属する佐賀大学の地域貢献研究として、共同研究者の協力を得て取り組んできたものです。ご支援いただいた佐賀大学、佐賀県鹿島市、研究補助の学生さん、そして、共同研究者の今井晋先生（一橋大学）と鈴木広人先生（城西国際大学）に、心より感謝を申し上げます。

研究のきっかけは、佐賀大学理工学部のデザインギャラリーでの三島伸雄先生（佐賀大学）との学際交流でした。ちょうど 2 年前、東京五輪のエンブレムをデザインした野老朝雄さんの作品があると聞き、私は経済学部から理工学部の校舎まで足を運びました。作品は佐賀大学の地域貢献の象徴としてデザインされたものでした。私が作品を鑑賞していると、三島先生が偶然いらっしゃっ

て、話し掛けて下さいました。私が町並みに惹かれて肥前浜宿を訪れた話をする、三島先生が肥前浜宿の町並みを整備されたのだと知らされ、町並み保存の経済効果を定量評価してはどうかという話になりました。私にとって、芸術鑑賞の場とは、素敵な方達と素敵な時間を共有できる空間ですが、佐賀大学のギャラリーほど特別な空間はありません。

それから、敬愛する今井先生と鈴木先生に共同研究をお願いして、3 人で何度も議論を重ねて研究を進めました。私は優秀な経済学者と経営学者に多くを学びました。道半ばの研究に賞をいただき大変恐縮ですが、これから学術研究に発展させるべく精進して参ります。

2024 年
7 月 13 日 (土)
7 月 14 日 (日)

2024 年度研究大会は、愛知県名古屋市（愛知芸術文化センター）で開催されます

大会テーマは

「2050年の公立劇場」

2024 年度の研究大会は、7 月 13 日（土）～ 14 日（日）に愛知県名古屋市の愛知芸術文化センターにて開催されます。なお、本大会は、**対面実施のみ（リアルタイムのオンラインやハイブリッド形式では開催しない）**を予定しております。

さて、今年度の研究大会の会場となる愛知芸術文化センターは、将来に向けた多様な文化芸術活動を推進する一大拠点として、愛知県が建設した総合文化施設です。この愛知県の事例がロールモデルといえますが、日本全国では平成の間に多くの公立劇場が整備されました。「公立文化施設」という定義において、その数は、全国に 2,140 施設あると言われております（「2023（令和 5）年度全国公立文化施設名簿」による）。2012 年には劇場法も施行され、公立劇場の重要性が法律上明文化されると共に、各地各劇場にて振興策が実施されております。しかし、公立劇場の未来は決して安泰ではありません。公立劇場をめぐっては、様々な問題が山積しており、将来の存続が危ぶまれております。

そこで今回は、「公立劇場の未来」をテーマに研究大会を企画しました。文化芸術において何よりも重要なインフラである公立劇場を末長く存続させるために、私たち、あるいは本学会は、何ができるのでしょうか。本大会を通じて参加者の皆様と議論できましたら幸いです。

以下に、本大会の概要及び注意事項等を記載いたしましたので、ご確認いただき、ぜひ奮ってご参加いただけますと幸いです。なお、本大会の参加申し込みの開始時期は、今春（4 月中）を予定しております。

■メインシンポジウム「公立劇場のサステナビリティ」

[日時] 7 月 13 日（土）16:00-18:00

[場所] 愛知芸術文化センター 12 階アートスペース

[概要]

日本の公立劇場（劇場・音楽堂等）は、1990 年代に極めて多数が整備されている。それは、文化振興が真の理由ではなく、もともとは日米構造協議を契機とする内

需拡大に理由があった。そのため、地方債に大きなインセンティブが付与され、国からの強い働きかけもあって地方債が多額に発行されて、その地方債を活用して地方自治体によって箱物が多数整備された。そして、整備された理由はともあれ、これらの公立劇場は建設から 30 年が経過し、概ね 2020 年代に設備等の大規模改修、さらには建替や改築等の更新時期を一斉に迎えることとなる。

一方で、総務省『地方財政の状況』（2020）を見ると、「地方財政は依然として厳しい状況にあり、各地方公共団体において、所有している全ての公共施設等の維持補修・更新に係る財源を確保していくことは、一層困難となるおそれがある」と指摘されている。そして、「人口減少や少子高齢化等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれるため、各地方公共団体は、地域における公共施設等の最適配置の実現に向けて取り組んでいく必要がある」とされている。

ここで言う「公共施設等の最適配置」とは、実は「将来的に不要となる施設を選別」すること、すなわち「トリアージ」のことであり、より直接的に表現するならば、現存する全ての公立劇場を将来に継承することは困難であるということを意味している。

では、公立劇場を将来へ向けて持続していくためには、いったいどうすればよいのであろうか。こうした問題意識の元、本セッションでは、「トリアージ」の時代を迎えようとしている公立劇場のサステナビリティについて議論する。

[登壇者（予定）]

三浦幹生氏（独立行政法人日本芸術文化振興会基金部部長）

勝又英明氏（東京都市大学 名誉教授）

太下義之氏（モデレーター：同志社大学 教授）

他 1 名

■特別セッションⅠ「大名古屋都市圏からの文化発信」

[日時] 7月13日(土) 10:30-12:00

[場所] 愛知芸術文化センター 12階アートスペース

[概要]

人口約900万人を誇る中京圏の発信拠点である名古屋市中では、2022年度に名古屋版アーツカウンシルのクリエイティブ・リンク・ナゴヤが設置され、2023年度に文化芸術振興条例が制定されるなど、文化政策的にも洗練さを増している。

時を同じくして、築50余年になる名古屋市民会館の建て替えが議論され、基本構想を経て、現在は基本計画が策定されている。そんな折、一般企業所有のクラシック音楽ホールが閉館すると同時に、民間事業者らによるライブハウスの建設が発表されるなど、舞台芸術分野のコンテンツや来場者のトレンドに劇的な変化が起きている。本セッションでは、このような潮流を汲んで、大名古屋都市圏の劇場や舞台芸術が、今後、どのように進化・発展していくかを予測しつつ、今、何が必要か、何をすべきかを考える。

[登壇者(予定)]

名古屋市職員

初山勝人氏(長久手市文化の家 前・館長)

佐藤友美氏(クリエイティブリンク・ナゴヤ ディレクター)

桧森隆一氏(モデレーター:嘉悦大学付属地域産業文化研究所 客員教授)

他1名

■特別セッションⅡ「創造空間としての公立劇場」

[日時] 7月13日(土) 13:30-15:00

[場所] 愛知芸術文化センター 12階アートスペース

[概要]

近年の文化統計研究からも明らかであるように、従来公立劇場が創造と発信(上演)を支援してきた伝統文化や舞台芸術といったジャンルの享受率は、年々加速度的に減少している。これはすなわち創造論やコンテンツ論の観点から観ても公立劇場の存続が危ぶまれる事態になっていることを意味している。実際近年では、公共団体は劇場よりもスポーツやアート、コンベンションセンターなどの多目的に利用できるアリーナ建設に躍起になっているように感じられる。

そこで、本セッションでは主に研究者と実践者の二つの顔を持つドラマトゥルクや劇場ディレクターを招聘し、公立劇場の存在意義と今後の発展可能性を創造論の観点から討議していく予定である。

[登壇者(予定)]

長島確氏(東京藝術大学 准教授/ドラマトゥルク)

大野はな恵氏(東京大学大学院総合文化研究科 学術研究員)

清水裕之氏(モデレーター:名古屋大学 名誉教授)

他1名

本大会における特別セッションは、同じ時間帯の開催ではありませんので、ぜひご興味がございましたらシンポジウムも含めて、全てのセッションにご参加ください。なお、現時点において上記の登壇者はあくまでも予定であり、今後変更になる場合がありますことをご承知おきいただけましたら幸いです。

また例年通り、会員企画セッションも募っておりますので、新たなセッションが加わる可能性もあります。

■分科会の研究発表

本大会では例年通り、分科会ごとの研究発表を行います。今回は、本研究大会のコンセプトを意識した16の分科会を設定しましたので、多様なテーマの研究発表が行われるのではないかと期待されます。

■懇親会及びエキスカーション

本大会では、13日(土)のメインシンポジウム終了後18:30より懇親会(有料)を開催いたします。

また、詳細は後日お知らせいたしますが、大会前日の12日(金)に本大会のエキスカーションとして、愛知県芸術劇場の自主事業であるネザーランド・ダンス・シアター(NDT)のプレミアム・ジャパン・ツアー2024を、会員特別優待価格でご覧いただけるよう準備しております。NDTは世界中で注目されており、チケット獲得が困難な舞踊団の一つです。こちらは事前予約制となりますので、後日ご案内する詳細をご確認の上、お申し込みください。

■その他情報及び諸注意

[1] 当日の食事に関しまして

会場周辺には飲食店がたくさんあります。そのため、本大会では、弁当の手配を予定しておりません。ご了承ください。

[2] 宿泊に関しまして

事務局で宿泊の手配は行いませんので、各自、お早めにご予約いただきますようお願いいたします。なお、大会会場は名古屋の繁華街である栄駅から徒歩3～5分の

場所に位置しております。

[3] 学会の録画動画配信について

参加費をお支払いくださいました会員の方に対しては、大会の事後にシンポジウムと特別セッションの録画動画を配信いたします。

以上

2023 年度文化経済学会<日本> 秋の講演会

開催報告

「地方圏におけるアートセンターの役割」

高島 知佐子（静岡文化芸術大学）

2023 年度の秋の講演会は、2023 年 10 月 29 日（日）、静岡県浜松市の公立文化施設・浜松市鴨江アートセンター（以下、鴨江アートセンター）で、「地方圏におけるアートセンターの役割」をテーマに行われました。2019 年度以来、4 年ぶりの対面開催となりました。

ゲストに三富章恵氏（NP0 法人アーツセンターあきた事務局長）、戸舘正史氏（港区みなと芸術センター参与、元松山ブンカラボ・ディレクター）、澤柳美千子氏（浜松市鴨江アートセンター・アートコーディネーター）の 3 名をお招きし、第一部ではそれぞれの活動報告と意見交換、第二部は交流セッションと名付け、鴨江アートセンター初代館長・桧森隆一氏（現・浜松市鴨江アートセンター・シニアアドバイザー）のコーディネートで、参加者を交えたディスカッションが行われました。

今回は、対面ならではの場づくりを重視し、これまでの懇親会は開催せず、代わりに第一部の後に、鴨江アートセンターの事業「かもえのあさいち」を模擬体験するイベントを用意しました。これは、同施設で月 1 回土曜日に行われる朝市で、地域でこだわりの飲食を提供する事業者が出店し、食を媒介に地域の人々が集う事業です。浜松市と隣の磐田市から 6 事業者に参加いただきました。交流セッションでは、朝市で購入した飲食を持ち

込み、じっくり議論できるよう 2 時間設けました。

冒頭に、第一部のコーディネーター・片山泰輔氏から趣旨説明があり、制度化された従来の美術館や劇場とは異なるタイプの文化施設としてのアートセンターに着目し、特に地域の拠点や地域課題の解決の場の視点から掘り下げていくことが示されました。

最初に、澤柳氏からは、浜松市は楽器産業が盛んなことに以外に、若いクリエイターが多くいる等の地域特性が概説され、鴨江アートセンターの役割の一つに、地域の人々の相談の場・繋ぎ役があるとの報告がなされました。行政は、鴨江アートセンターは「施設」という位置付けを維持しているが、実際には芸術やデザイン関係の人材や活動場所の紹介、事業推進の相談など、企業、個人、NP0 等をはじめとした地域の人々の困りごとへの対応や人と人を繋ぐ活動が多いことが紹介されました。

二番目に、三富氏からは、秋田公立美術大学の学外法人として設立された NP0 法人アーツセンターあきたの設立経緯と運営の特徴が説明され、美術大学が地域と関わることの意義の一つに、新しい価値を生み出していくことがあるとの報告がなされました。同団体が指定管理する秋田市文化創造館での活動は、研究機関である大学の資源を生かし調査事業を行っていること、若年層の巻き



「かもえのあさいち」模擬体験の様子

（欧風惣菜、スコーン、川根茶、小豆菓子）



「かもえのあさいち」模擬体験の様子

（自家焙煎珈琲、三ヶ日みかんジュース、地元で人気のパン屋）



会場の様子（元警察署だった建物で、会場は元留置所）

込みを意識していること、試行錯誤や実験、あえて過程に時間をかけていることが提示されました。

三番目に、戸舘氏からは、愛媛大学社会共創学部の特設講座として2018年から2023年まで運営されていた松山ブンカ・ラボ（公募で採択したアート活動を伴う支援するプロジェクト）の活動と自身が関わってきた2つの文化施設（愛媛県松山市「平和通りアートセンター」と静岡県袋井市「どまんなかセンター」）の事例が報告されました。松山ブンカ・ラボでは、市内の多様な活動とその担い手が繋がることを目指していたこと、松山市と袋井市の2つの文化施設ともに、自治体が支援する事業が市民主体の活動に育ったこと、既存の制度をうまく活用していることが示されました。

三つの報告の後、ゲストとコーディネーター間で、物

理的な「施設」を超えたアートセンターの役割、自治（市民）とアートセンターのあり方について意見交換がなされました。アートセンター側がサービスの提供者にならないように意識すること、対話や相談の場を作り、課題解決策を一緒に考えたり市民に問いかけたりすること等が、アートセンターを通して自治を育てることにつながるという意見が出ました。

第一部終了後は、大会優秀発表賞の表彰式が行われました。第一部は後日オンライン配信されましたが、第二部は対面での密な議論を重視し、配信はしない方針を取りました。参加者は合計42名で、小規模な会場を使用したことで、近い距離でゲスト以外の多くの参加者が発言でき、充実した議論になったのではないのでしょうか。一方、対外的な発信には課題が残ったかもしれません。これを機に、オンラインと対面、それぞれの利点を活かした学会イベントのあり方が模索されていくことと思われます。



交流セッションの様子

学会誌「文化経済学」編集委員会より

1. 論文の投稿について

「文化経済学」は、年2回発行され、年2回の区切りで投稿論文を受け付けています。

	第22巻第1号 (通巻第61号)	第22巻第2号 (通巻第62号)
論文提出締切り	2024年9月末	2025年3月末

<投稿・査読手続きはすべてオンラインシステムにより行われます>

第14巻第2号(2017年3月末投稿締切、同年9月末刊行)より、投稿および査読手続きがオンライン化されました。これにより、論文の投稿から査読結果通知に至るまでの一連の手続きはすべて、ガリレオ社の提供するオンラインシステムにより行われます(認証にはSOLTI会員情報システムで利用している会員番号とパスワードが必要です)。

<投稿・掲載条件>

論文の投稿は本学会員に限られます。学会費が未納の方は論文の投稿をすることはできません。

掲載には、査読委員の審査を経て掲載が妥当と認められることが条件となっています。

<投稿方法>

執筆要項に則って作成した原稿の電子ファイルを「オンライン投稿査読システム」へログインの上、アップロードしてください。(この際、必要な投稿情報についてご入力ください)。

オンライン投稿・査読システムへは、学会ホームページの「論文募集」ページ下部にある「オンライン投稿はこちら」のリンクからお進みください。

文化経済学会<日本>「論文募集」ページ：<http://www.jace.gr.jp/bosyu.html>

<投稿にあたっての留意事項>

- ・過去の研究への言及と、従来の研究の流れの中での自己の研究の位置づけ、または独自性が明確になっていること。
- ・論証や実証に必要な文献・資料の参照が行われていること。
- ・歴史的事実等については、事実が正確であるかどうかの確認を行っていること。
- ・応募する論文は未公表のものであること。また、他の学術誌等への投稿の予定がないものに限る。
- ・英文要旨については必ずネイティブ・チェックを受けること。
- ・提出方法・原稿の形式などの詳細は、学会ホームページの「論文募集」ページを必ず参照のこと。

2. 学会誌における書評について

学会誌の書評で取り上げて欲しい本がありましたら、メールにて書名をお知らせください。

※ 宛先：田中 敬文編集長 Email: ttanaka@u-gakugei.ac.jp

また、書評のための献本をしていただける場合は、田中編集長まで送付をお願いいたします。

※ 宛先：〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学教育学部 田中 敬文宛

なお、事務局宛の献本は受け付けておりませんので、ご注意ください。

その後編集委員会で検討し、取り上げるべき本と判断されれば、評者を選定の上、学会誌に書評を掲載します。

◆ 学会誌「文化経済学」は第17巻第1号(通巻第48号)より電子ジャーナルの形式で発行されるようになりました。発行より1年間は学会員限定で公開され、1年後に無料で一般公開される予定です。電子ジャーナルの登載には、J-STAGEを利用いたします。会員限定の記事をダウンロードする際に必要な購読者番号およびパスワードは以下に掲載されています。

<https://service.gakkai.ne.jp/society-member/mypage/JACE>

理事会報告

文化経済学会<日本> 第16期第7回理事会

日 時：2023年10月8日（日）10:00～12:05

会 場：Zoom ミーティング（オンライン）

出席者：片山会長、川井田副会長、阪本理事長、朝倉、
岩本、太下、勝又、川本、清水、新藤、高島、
田代、田中、友岡、中尾、中村、野田、藤野、牧、
吉田各理事

理事出席者合計 25 名（出席 20 名／委任 5 名）

理事欠席者：3 名

<第1号議案> 会員の入退会について

1 名の入会、2 名の退会につき、原案の通り承認された。
また前回の退会申し出の慰留（1 名）について、惜しま
れつつも退会を認める旨が承認された。

<第2号議案> 2023 年度秋の講演会について

実行委員長より、準備状況について報告がなされた。

<第3号議案> 2024 年度研究大会について

プログラム委員長より、2023 年度研究大会運営の御
礼とともに、準備状況が報告された。

<第4号議案> 2024 年度秋の講演会について

理事長より、オンライン開催の方向で検討したいこと
について説明がなされた。

<第5号議案> 委員会の人事について（持ち越し）

<第6号議案> 基金の取り扱いについて

監事より基金の取り扱いの検討の必要性を指摘された
こともあり、総務委員会の WG での議論の経過について、
担当理事より報告された。基金の統廃合の基本方針と、
基金全般の細則および個々の基金の運用細則を定める方
向性が承認され、詳細は継続審議となった。

<第7号議案> 今後の大会優秀発表賞について

選考委員会委員長より今後の検討事項が共有され、詳
細は継続審議となった。

<第8号議案> 非アクティブ会員の取り扱いについて

副会長より説明がなされ、本日の議論をふまえて検討
を進めることが承認された。

<第9号議案> 委員会等報告

総務委員会、広報委員会、編集委員会、ニューズレター
担当理事、プログラム委員会より活動報告がなされた。

また国際関係担当理事より、国際文化経済学会の理事
（任期 6 年）に高良佑樹先生が選出されたこと、秋のオ
ンラインセミナーが 10 月 10 日から開始することについ
て共有された。

<第10号議案> その他

今年度の大会優秀発表賞の授賞式を対面で実施するこ
とが確認された。またオンライン部会「産業としての伝
統工芸研究会」が、12 名で 10 月より活動を開始する旨
の報告があった。オンライン部会の立ち上げによって、
学会活性化につなげてほしい旨の発言がなされた。

文化経済学会<日本> 第16期第8回理事会

日 時：2024 年 1 月 7 日（日）10:00～12:00

会 場：Zoom ミーティング（オンライン）

出席者：片山会長、川井田副会長、阪本理事長、朝倉、
岩本、太下、勝又、川本、熊倉、小林、清水、
高島、田代、田中、友岡、中尾、長津、中村、
野田、牧、横山、吉田、吉本各理事

理事出席者合計 27 名（出席 23 名／委任 4 名）

理事欠席者：1 名

<第1号議案> 会員の入退会について

入会 3 名、退会 1 名について、承認された。退会希望
者 3 名については、慰留等の対応を試みることになった。

<第2号議案> 2023 年度秋の講演会報告

実行委員長より、資料に基づき実施報告がなされた。
参加者 42 名、うち有料参加者 25 名、会員オンデマンド
配信の動画についても、公開準備を進めている。

<第3号議案> 2024 年度研究大会について

プログラム委員長より、資料に基づき以下の説明がな
された。2024 年 7 月 13, 14 日に、愛知県芸術劇場との
共催で開催予定である。大会テーマは「2050 年の公立
劇場」、つまり公立劇場のサステナビリティをテーマと

して掲げる。前回同様に、シンポジウム・特別セッションを初日、分科会を2日目に実施する。7月12日（金）夜の県事業団主催の「NDT」（ダンス）公演の優待をエクスカーションとする。実行委員会は、県内の公立劇場職員等によって構成する。

＜第4号議案＞ 2024年度秋の講演会について

理事長より、オンライン部会に関する企画で、オンライン開催する方向性が確認された。

＜第5号議案＞ 2025年度研究大会について

理事長より、デジタルと文化に焦点をあてて、京都橘大学での開催を検討していく方向性が確認された。

＜第6号議案＞ 第17期役員選挙について

選挙管理委員に、藤野理事・宮崎理事が就任することが承認された。会長より、今回は会則改定後初めて、3期連続の理事が被選挙権を失う選挙となるため、新しい会員に積極的に関わっていただく、選挙広報を積極的に行う必要があることが確認された。

＜第7号議案＞ 基金の取り扱いについて

担当理事より、従来の基金は、「事業調整基金」「国際交流関係基金」に再編されることが説明され、承認された。細則については、会則の改正案が次の総会で認められることを前提として、本理事会をもって承認となった（次の総会で会則改正が承認されたのちに、正式な施行となる）。その旨を附則に書き添えておくことも確認された。

＜第8号議案＞ 非アクティブ会員の取り扱いについて

副会長より、資料に基づきプライバシーポリシーの制定について説明がなされ、承認された。また制定されたプライバシーポリシーを細則と同等の扱いとすることが本理事会において承認され、またそれを理事会の記録として残すことが確認された。

＜第9号議案＞ 大会優秀発表賞のエントリー資格等について

選考委員長より説明がなされ、秋の講演会前までに大会優秀発表賞受賞者をウェブ上で発表し、秋の講演会において授賞式を行うことが確認された。また次年度の募集について、一部文言の再検討を除き、議論を踏まえつつ概ね原案の方向性で進めることが承認された。

＜第10号議案＞ 会員アンケートについて

理事長より、アンケートの準備を進めていることの説明がなされた。

＜第11号議案＞ 委員会等報告

総務委員会、広報委員会、編集委員会、ニューズレター担当理事、プログラム委員会、日本経済学会連合担当理事より、活動報告が共有された。

また国際関係担当理事より、国際文化経済学会の事務局交代をはじめ、定期的に配信している国際学会の活動について報告がなされた。アジアワークショップについては、2024年8月末にソウルで開催予定であることも共有された。

＜第12号議案＞ その他学会誌の一般公開時期の早期化についての提案

編集委員長より、学会誌の一般公開時期（非会員のネット閲覧解禁）の早期化について、問題提起として共有されたため、次の理事会での継続審議となった。

入退会情報（敬称略）

● 第16期第7回理事会にて承認（2023.10.8）

入会 栗栖 良依（認定NPO法人 スローレーベル）

退会 3名

● 第16期第8回理事会にて承認（2024.1.7）

入会 河 承希（法政大学大学院）、本間 哲也（大阪成蹊大学）、松木 孝和（香川大学）

退会 1名

《支部活動報告》 九州部会活動報告

九州部会では、2024年3月3日に日本アートマネジメント学会九州部会との連携による研究発表会を長崎県佐世保市（会場：アルカス SASEBO）にて開催した。参加者は13名であった。当日のプログラムは次のとおりである（敬称略）。なお、両部会の連携による研究発表会は、今回で8回目の開催となる。

開会の挨拶：西島博樹（中村学園大学）

座長：岩本洋一（久留米大学）

① 志村聖子（相愛大学音楽学部准教授）

「伝統芸能の企画創造とキュレーションの可能性を探る - 大学におけるアートマネジメント教育実践からの示唆 -」

② 山口祥平（大分県立芸術文化短期大学准教授）

「都市再生事業としての国際美術展・ドクメンタ」

③ 藤原恵洋（九州大学名誉教授）

「2022（令和4）年11月謝罪、国選定重要文化的景観「小鹿田焼の里」の誤指導究明と関係再生へ～文化的景観の持続可能な保護と活用に関する再定義の検討・続」

閉会の挨拶：志村聖子（相愛大学）

①報告者の志村聖子氏は、伝統芸能の次世代の担い手や享受層の拡大という課題に対し、大学におけるアートマネジメント教育の観点から、学生が伝統芸能の制作過程に参画し能動的に学べる環境づくりが必要であると指摘した。そのための試みとして、2023年に自ら大学教員として関わった伝統芸能の舞台制作ワークショップ「ファン・ゴッホの夢」の事例を紹介した。発表では、この取り組みの成果と課題について考察が行われ、学生が専門家とともに制作活動に参加することで得られた気

づきや、教育環境のあり方への示唆が提示された。

②報告者の山口祥平氏は、1955年に創設されたドイツ・カッセル市の国際美術展ドクメンタの発展過程と展示空間の考察を通して、「復興遅滞地域」であったカッセル市で、このような先鋭的な文化事業を継続開催できたのは、本展に当初から都市再生事業としての役割があったからであり、また近年においてもその性質・役割が継承されていることを指摘した。地方都市における国際美術展の戦略的展開のあり方について示唆を与える内容であった。

③報告者の藤原恵洋氏は、国の重要文化的景観に選定されている大分県日田市の「小鹿田焼の里」の建物改築について、市教委文化財保護担当者が窠元に対し、仕事場の拡張は柱位置の履歴に基くべきで自由に改築できない、等と景観形成基準や文化的景観保護制度の誤った理解のもとで指導した問題について取り上げた。発表では、文化的景観の保護対象が有形の財ではなく「暮らし」「なりわい」であることを確認した上で、なぜ誤指導が生じたのか、文化的景観が文化財保護法と景観計画の二重適用に起因する解釈のズレがあったこと、それ以上に地元住民への適切な啓発・普及を疎かにしたまま「指導」や「罰則」で牽制し続けていたこと、等を明らかにしつつ、今後の国重要文化的景観地の持続的な保護と活用へ向けでは、関係再生へ向け行政・文化財と地域社会・地元を橋渡しする対話と交流が必要であることを論じた。

いずれの発表においてもフロアから活発な議論が行われ、充実した研究発表会となった。発表会終了後、佐世保港やアーケード商店街周辺を巡るまちあるきが開催され、参加者は佐世保の魅力を体験するとともに、懇親会で親睦を深めた。

久留米大学
岩本洋一

季刊「文化経済学会」 No. 117

2024 年 3 月 31 日発行

Print ISSN : 0918-3787

Online ISSN : 2432-6941

発 行 文化経済学会<日本>

発行人 片山 泰輔

編集人 吉田 隆之 吉本 光宏

綿江 彰禅 志村 聖子

〒 170-0013 東京都豊島区東池袋 2 丁目 39-2-401

(株) ガリレオ 学会業務情報化センター

E-mail : g018jace-mng@ml.gakkai.ne.jp

URL : <http://www.jace.gr.jp/>

© 2022, Japan Association for Cultural Economics